

鳥取大学米子地区放射線施設放射線障害予防規程

平成20年4月16日
鳥取大学研究推進機構規則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及びその他関係法令等に基づき、鳥取大学米子地区放射線施設における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線施設」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第9号に定める放射線施設をいう。
- 二 「事業所」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第3条第2項の規定により許可を受けた事業所をいう。
- 三 「施設長」とは、鳥取大学米子地区放射線施設の長であり、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。
- 四 「所属部局長」とは、放射線業務従事者が所属する部局の長であり、所属する放射線業務従事者の身分を保証する。
- 五 「放射線業務従事者（以下「業務従事者」という。）」とは、管理区域に立ち入る者で、施設長が認可した者をいう。
- 六 「一時立入者」とは、業務従事者以外の者で一時的に第17条第1項に規定する管理区域に立ち入る者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、鳥取大学米子地区放射線施設に立ち入る全ての者に適用する。

第4条 削除

(遵守等の義務)

- 第5条 業務従事者及び一時立入者は、放射線取扱主任者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。
- 2 施設長は、放射線取扱主任者が法、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及びこの規程に基づいて行う具申を尊重しなければならない。
 - 3 施設長は、鳥取大学放射線安全委員会が行う勧告を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第6条 施設における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(総括等)

第7条 学長は、国立大学法人鳥取大学（以下「本学」という。）における放射線障害の防止に関する業務を総括する。

2 学長は、放射線施設に施設長を置き、放射線障害の防止に関する業務を管理させる。

3 施設長は、鳥取大学研究推進機構研究基盤センター長をもって充てる。

(鳥取大学放射線安全委員会)

第8条 事業所における放射性同位元素等の管理及び放射線障害の防止について必要な事項の調査審議並びにその適正な実施については、鳥取大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者の選任等)

第9条 施設長は、委員会の議を経て、放射線取扱主任者となる資格を有する者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選出し、学長に推薦する。

2 施設長は、前項の主任者の職務を補佐させ、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないと認めた場合にその期間中その職務を代行させるために、委員会の議を経て、主任者となる資格を有する者の中から放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を選出し、学長に推薦することができる。

3 施設長は、主任者及び副主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないと認めた場合は、その期間中その職務を代行させるため、委員会の議を経て、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選出し学長に推薦する。

4 学長は、前3項の推薦に基づき、主任者、副主任者及び代理者を選任する。これを解任する場合は、施設長の解任理由に基づき、学長が解任する。

5 学長は主任者及び副主任者を選任又は解任したときは、それぞれを行った日から30日以内に、原子力規制委員会へ届出を行わなくてはならない。

6 学長は、代理者を選任したときは、代理者の職務期間が30日以上の場合は、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

7 学長は、主任者及び副主任者に、法第36条の2で定める定期講習を受講させなければならない。

(主任者の職務)

第10条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 放射線障害の予防に関する規程等の制定及び改廃への参画
- 二 放射線障害の防止上重要な計画作成への参画
- 三 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- 四 立入検査への立会い
- 五 異常及び事故の原因探査への参画
- 六 放射線障害の防止に関し、施設長に対する意見の具申
- 七 放射性同位元素の使用状況並びに施設、帳簿及び書類の監査
- 八 関係者への助言、監督及び指示
- 九 委員会開催の要求
- 十 その他放射線障害防止に関し必要な事項

(取扱責任者)

第11条 放射線業務のグループに、当該グループの業務を統括させるため、取扱責任者を定めなければならない。

2 取扱責任者は、放射線施設において放射線障害の防止のため必要な措置を行うとともに、業務従事者に対し、施設長及び主任者が放射線障害の防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

3 取扱責任者は、当該グループの放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記録を行い、施設長に報告しなければならない。

4 取扱責任者は、次条に掲げる業務従事者として登録しなければならない。

(業務従事者等)

第12条 施設において業務従事者として登録を希望する者は、あらかじめ所属する部局の長（以下「所属部局長」という。）及び主任者の同意を得て施設長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ所属部局長の同意を得なければならない。

3 他機関に属する者が第1項の登録を希望する場合は、関係する本学職員の所属する部局を経て申請しなければならない。

4 第1項の申請をした者は、第34条に定める教育及び訓練を受講し、かつ、第35条に定める健康診断を受診しなければならない。

5 施設長は、前項の教育及び訓練を修了した者であって、かつ、健康診断において可とされた者について、主任者の同意の下に承認し、登録者名簿に業務従事者として登録する。

6 前項の登録の有効期間は登録した年度内とし、更新することができる。

7 施設長は、登録した者及び登録を更新した者の氏名を取扱責任者及び主任者に通知しなければならない。

8 登録されていない者は、原則として施設において放射性同位元素等の取扱いに従事することはできない。

9 施設長は、登録された者が法令又はこの規程に著しく違反した場合には、委員会の議を経て登録を取り消すことがある。

(施設管理責任者)

第13条 施設長は、施設管理責任者を置き、施設環境部施設課長をもって充てる。

2 施設管理責任者は、次に掲げる業務を行い、放射線施設の維持及び管理を総括する。

- 一 放射線施設の維持、点検及び補修に関する業務
- 二 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
- 三 給排気設備、給排水設備の運転管理に関する業務
- 四 前3号の業務に関する意見具申

(施設管理担当者)

第14条 施設管理業務を行うため、施設管理担当者を置く。

2 施設管理担当者は、施設管理責任者が任命する。

3 施設管理担当者は、主任者及び施設管理責任者との連携を密にし、次に掲げる業務を行う。

- 一 放射線施設の維持、定期的な点検と巡視及び補修に関する業務
- 二 電気設備の運転、点検及び維持管理に関する業務
- 三 給排水設備の運転、点検及び維持管理に関する業務
- 四 給排気設備及び空調設備の運転、点検及び維持管理に関する業務

- 五 ガス設備の運転、点検及び維持管理に関する業務
 - 六 壁・床等のひび割れ等について、定期的な点検及び補修に関する業務
 - 七 その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務
- 4 前項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

(安全管理責任者)

- 第15条 施設長は、安全管理責任者を置き、研究推進部研究推進課長をもって充てる。
- 2 安全管理責任者は、施設長の指示を受けて、放射線管理に関する業務を総括する。
 - 3 安全管理責任者は、前項の総括した結果を主任者及び施設長に報告しなければならない。

(安全管理担当者)

- 第16条 施設長は、放射線管理業務を行うため、安全管理担当者を置く。
- 2 安全管理担当者は、施設長が任命する。
 - 3 安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 放射線施設及び管理区域に係る放射線の量及び放射性同位元素等による汚染密度の測定
 - 二 放射線測定機器の保守管理
 - 三 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - 四 放射線業務の安全に係る技術的事項に関する業務
 - 五 業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案並びに実施に関する業務
 - 六 業務従事者に対する健康診断計画の立案及び実施
 - 七 放射性廃棄物の管理及び処理に関する業務
 - 八 前各号に掲げる業務に関する記帳及び記録の管理並びに保管
 - 九 物品及び危険薬品の搬入並びに搬出手続
 - 十 施設利用部局との管理運営等の事務的事項に関する業務
 - 十一 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続及び関係省庁との連絡
 - 十二 その他安全管理に必要な業務
 - 4 前項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

第3章 管理区域

(管理区域)

- 第17条 施設長は、放射線障害防止のため、放射線障害発生のおそれのある場所を施設の管理区域として指定する。
- 2 施設長は、管理区域に標識、注意事項、事故が発生した場合の緊急措置等を掲示しなければならない。
 - 3 安全管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。
 - 一 業務従事者として登録した者
 - 二 一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

- 第18条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 定められた出入口から出入りすること。
 - 二 入退に当たっては、別に定める入退記録手順に従い、所定の様式により入退室の記録を行うこと。
 - 三 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。

四 管理区域内で飲食及び喫煙を行わないこと。

五 業務従事者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。

六 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。

第4章 維持及び管理等

(自主点検)

第19条 施設長は、施設管理責任者及び安全管理責任者に、別表に定める点検項目について、定期的に放射線施設の点検（以下「自主点検」という。）を行わせる。

2 安全管理責任者は、安全管理担当者が実施した自主点検の結果及び施設管理責任者が実施した自主点検の結果を取りまとめて、主任者を經由して施設長に報告しなければならない。

3 施設長は、前項の報告に基づき、異常が認められたときは、施設管理責任者及び安全管理責任者を通じて改善等必要な措置を講じるとともに、再発の防止に必要な対策を講じなければならない。

(修理、改造)

第20条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、前条第3項の改善措置を行う場合は、相互に協議の上、その実施計画書を作成し、主任者及び施設長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に軽微と認められるものについてはこの限りでない。

2 施設長は、前項の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等について委員会に諮問することができる。

3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項の改善措置を終えたときは、その結果について、主任者を經由して施設長に報告しなければならない。

第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第21条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封R I」という。）を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 非密封R Iの使用に当たっては、あらかじめ使用計画書を作成し、主任者の承認を得た上で、施設長に報告すること。

二 非密封R Iの使用は、承認されている使用数量を超えないこと。

三 管理区域内の定められた作業室以外で使用しないこと。

四 作業室において、次に掲げる事項のほか、別に定める利用マニュアルに従うこと。

イ 所定の作業衣及び履物を着用し、必要に応じて帽子、マスク及びゴム手袋を装着すること。

ロ 排気設備が正常に動作していることを確認すること。

ハ 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに主任者及び安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。

ニ 努めて遠隔操作を行い、必要に応じて放射線遮蔽つい立、ブロック、防護衣等を使用すること。

ホ 非密封R Iを空气中に飛散させないこととし、飛散するおそれのある作業をするときは、フード、グローブボックス、その他の局所排気装置及び換気装置を使用して空気の汚染を防止すること。

ヘ 吸収材及び受皿の使用等汚染の防止に必要な処置を講ずること。

ト 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

- チ 非密封R I の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- リ 作業室において用いた作業衣及び履物を着用したまま管理区域外へ出ないこと。
- ヌ 作業の前及び作業が終了したときは、作業場所の汚染の有無を調べ、汚染していないことを確認すること。汚染したときは、直ちに同室の者に通知して汚染の拡大を防ぐとともに、主任者又は安全管理責任者に通知し、その指示に従って除染処置を行うこと。
- ル 作業室から退出するときは、作業衣及び体表面に汚染のないことを確認すること。汚染があったときは、ヌに定めるところにより適切な除染処置を行うこと。
- ヲ 表面汚染のあるものは、作業室から持ち出さないこと。管理区域内での運搬の際には、蓋のある容器などに納め、汚染を拡げないよう措置をとること。
- ワ 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- カ 業務従事者は、使用した非密封R I の種類、数量、使用年月日、使用場所及び取扱方法を記録し、管理室に提出すること。

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

(受入れ・払出し)

第25条 放射性同位元素の受入れ又は払出しを行おうとする者は、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

- 2 安全管理責任者は、放射性同位元素の受入れ又は払出しを確認し、放射性同位元素の種類、数量及び年月日並びに相手方の氏名又は名称を記録しなければならない。

(保管)

第26条 放射性同位元素の保管に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 放射性同位元素は所定の容器に入れ、所定の貯蔵室に貯蔵すること。
 - 二 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
 - 三 非密封R I の貯蔵容器は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材又は受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講じること。
 - 四 表面線量が高いものは、遮蔽容器に入れ、外部に漏えいする線量を抑えること。
 - 五 容器には管理番号、受入年月日、放射性同位元素の種類、数量及び取扱責任者氏名を記し、所定の標識を付けること。
 - 六 業務従事者は、貯蔵施設に貯蔵し又は持ち出した放射性同位元素に関し、その種類、数量、年月日、貯蔵場所及び貯蔵方法を記録し、管理室に提出しなければならない。
- 2 安全管理責任者は、毎年1回以上、第41条の放射線管理状況報告書を作成するために必要な放射性同位元素の保管量及び保管の状況の調査を行い、その結果を施設長に報告しなければならない。

(管理区域における運搬)

第27条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒・転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第28条 放射線施設内外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、あらかじめ施設長の承認を受けるとともに、前条に定める措置に加えて関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(事業所外における運搬)

第29条 事業所外において放射性同位元素等を運搬するときは、施設長及び主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第30条 放射性同位元素等を廃棄するときは、主任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 固体状の放射性廃棄物は不燃物、難燃物、可燃物等に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。
 - 二 液体状の放射性廃棄物は、有機廃液又は無機廃液に区分し、所定の放射性レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水すること。ただし、排水設備により廃棄できる放射性同位元素は、排水口における排液中の濃度が濃度限度以下であること。
 - 三 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- 2 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に従って行わなければならない。
- 一 焼却処理は、 ^3H 、 ^{14}C 、 ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{35}S 及び ^{45}Ca のみを含んだ有機廃液に限ること。
 - 二 放射性有機廃液の上限濃度の目標値を次の値とすること。
 - イ ^3H 、 ^{14}C 、 ^{35}S : 37ベクレル/立方センチメートル
 - ロ ^{32}P 、 ^{33}P 、 ^{45}Ca 、法及び関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液に含まれるその他の核種 : 3.7ベクレル/立方センチメートル
 - 三 焼却炉の運転は、主任者の監督のもとに行うこと。
 - 四 施設長は焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業並びに異常時及び危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者の中から、運転責任者を選任すること。
 - 五 焼却炉の運転に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 密封RIの廃棄は廃棄業者等に引き渡すことによって行わなければならない。

第7章 測定

(放射線測定器の保守)

- 第31条 安全管理責任者は、次条及び第33条において測定に用いる放射線測定機器等について、点検及び校正を定期的に行い、正常な機能を維持するよう保守しなければならない。
- 2 点検及び校正の方法並びにこれらの組み合わせ、測定の信頼性を確保するための措置内容については、鳥取大学米子地区放射線施設細則に定める。

(場所の測定)

第32条 安全管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況及び空気中の放射性同位元素の濃度の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放

射線測定器を使用して行わなければならない。

- 3 第1項の測定は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、放射線施設、管理区域の境界及び事業所の境界について行うこと。
 - 二 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について行うこと。
 - 三 空気中の放射性同位元素の濃度の測定は、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）により行うこと。
 - 四 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。
 - 五 前号の測定の結果、表面密度限度を超える汚染が見つかった場合、安全管理責任者は直ちにその区域への立入りを制限し、除染処置を行うこと。
- 4 安全管理責任者は、第1項の測定の結果を測定の都度、次に定める項目について記録しなければならない。
 - 一 測定日時
 - 二 測定箇所
 - 三 測定をした者の氏名
 - 四 放射線測定器の種類及び型式
 - 五 測定方法
 - 六 測定結果
- 5 前項の記録は、主任者が監査・確認の上、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。
- 6 施設長は、第1項の規定による測定結果を掲示し、管理区域に立ち入る者に周知しなければならない。

（個人被ばく線量の測定）

- 第33条 施設長は、安全管理責任者に、管理区域に立ち入る者について、次の各号に従い被ばく線量及び汚染の状況を測定させ、その結果を所定の帳簿に記録させなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出する。
- 一 外部被ばく線量の測定は、次号から第5号までに定めるところにより行うこと。このとき、鳥取大学米子地区放射線施設細則に定めるところにより、測定の信頼性を確保する措置を講じること。
 - 二 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠する意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く。以下同じ。）にあつては腹部）について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
 - 三 前号のほか、頭部及びけい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（同号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部）からなる部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
 - 四 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合にあっては、前2号のほか、当該部位についても70マイクロメートル線量当量の測定を行うこと。
 - 五 測定は、管理区域にいる間継続して行うこと。ただし、一時立入者として安全管理責任者が認めた者については、外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
 - 六 非密封RIによる内部被ばくによる線量の測定は、人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度

を測定又は計算することにより、3月(女子にあつては1月)を超えない期間ごとに1回行うこと。

七 汚染の状況の測定は、手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分について、放射線測定器を用いて次に定めるところにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

2 外部被ばくによる線量の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次に定める項目について記録しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定対象者の氏名
- 三 測定をした者の氏名
- 四 放射線測定器の種類及び型式
- 五 測定方法
- 六 測定部位及び測定結果

3 内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定の都度次に定める項目について記録しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定対象者の氏名
- 三 測定をした者の氏名
- 四 放射線測定器の種類及び型式
- 五 測定方法
- 六 測定結果

4 汚染の状況の測定の結果は、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあっては、次に定める項目について記録しなければならない。

- イ 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）
- ロ 測定対象者の氏名
- ハ 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- ニ 放射線測定器の種類及び型式
- ホ 汚染の状況
- ヘ 測定方法
- ト 測定部位及び測定結果

5 安全管理責任者は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、第1項の測定の結果から実効線量及び等価線量を算定し、算定の都度次に定める項目について記録しなければならない。

- 一 算定年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 算定した者の氏名
- 四 算定対象期間
- 五 実効線量

六 等価線量及び組織名

6 前項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量を当該期間について毎年度集計し、集計の都度次の項目を記録すること。

- 一 集計年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 集計した者の氏名
- 四 集計対象期間
- 五 累積実効線量

7 安全管理責任者は、第2項から前項までの規定による記録を永久保存するとともに、記録の都度その写しを主任者、施設長及び対象者に送付しなければならない。

8 安全管理責任者は、第4項の実効線量の算定の結果に基づき、第41条の放射線管理状況報告書を作成するために必要な1年間の業務従事者及び個人実効線量分布を作成し、施設長に報告しなければならない。

第8章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

第34条 施設長は、管理区域に立ち入る者及び業務従事者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 業務従事者に対する教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

一 実施時期は、次のとおりとする。

- イ 業務従事者として登録する前
- ロ 管理区域に立ち入った後及び放射線業務の開始後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に行わなければならない。
- ハ 管理区域に立ち入った後及び放射線業務の開始後にあつては、1年を超えない期間ごと

二 実施項目は、次のとおりとする。

- イ 放射線の人体に与える影響
- ロ 放射性同位元素等の安全取扱い
- ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。

4 安全管理責任者は、一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、教育及び訓練の時間数その他教育及び訓練の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て施設長が定める。

第9章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置

（健康診断）

第35条 所属部局長は、業務従事者に対し、法の定める健康診断を実施しなければならない。

2 前項の健康診断は、鳥取大学安全衛生管理規程（平成16年鳥取大学規則第49号）で定める実施体制により、次に掲げるとおり実施する。

一 実施時期は、次のとおりとする。

- イ 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

- ロ 管理区域に立ち入った後にあつては6ヶ月を超えない期間ごと
- 二 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
- 三 問診は、次の事項について行うものとする。
 - イ 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次のロにおいて同じ。）の被ばく歴の有無
 - ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくの状況
- 四 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、登録する前にあつては、線源の種類等に応じて項目ハを省略することができるものとし、登録された後にあつては、前1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない業務従事者については、医師が必要と認めるときに限り、イからロまでの項目の全部又は一部を行う。
 - イ 末しょう血液中の赤血球数、血色素量又はヘマトクリット値、白血球数及び白血球百分率
 - ロ 皮膚
 - ハ 眼
- 3 所属部局長は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
 - 一 放射性同位元素を誤って摂取した場合
 - 二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
 - 三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - 四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 4 所属部局長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した医師名
 - 四 健康診断の結果
 - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 5 所属部局長は、健康診断の結果を永久に保存するとともに、実施の都度記録の写しを対象者に交付しなければならない。

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

- 第36条 委員会は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者及び産業医と協議の上、その原因を調査し、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を学長に勧告しなければならない。
- 2 前項の勧告があった場合には、学長は、適切な措置を講じなければならない。

第10章 記録及び保管

（記帳及び保存）

- 第37条 安全管理責任者は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、教育及び訓練、放射線施設の点検、放射線測定器の点検又は校正並びに測定信頼性を確保するために講じた措置の内容に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。
- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

一 受入れ及び払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

二 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

三 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

四 運搬

- イ 施設の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

五 廃棄

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

六 教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

七 放射線施設の点検

- イ 点検の実施年月日
- ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- ハ 点検を行った者の氏名

八 点検又は校正

- イ 実施年月日
- ロ 放射線測定器の種類及び形式
- ハ 方法
- ニ 結果及びこれに伴う措置の内容
- ホ 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

九 測定の信頼性を確保するために講じた措置の内容

- 3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

第11章 災害時、危険時の措置

（災害時の措置）

- 第38条 地震、火災等の災害が起こった場合には、主任者及び施設管理責任者並びに安全管理責任者は第19条に規定する自主点検の項目について点検を行い、その結果を施設長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第39条 地震、火災又は運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、その発見者は、次のとおり応急の措置を講じなければならない。

- 一 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努め、避難警告等応急の措置を講じるとともに、直ちにその旨を管理区域内に掲示している「緊急時連絡網」により主任者又は関係者に通報しなければならない。
- 二 前号の通報を受けた者は、状況を施設長に報告するとともに必要に応じて所轄の警察署及び消防署等関係機関に通報しなければならない。
- 三 施設長は、遅滞なく次に掲げる事項を学長を通じ、原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。
 - イ 事態が生じた日時、場所及び原因
 - ロ 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
 - ハ 講じ、又は講じようとしている応急措置の内容
 - ニ 再発防止の対策

- 2 危険時の作業に従事する者は、主任者、副主任者又は関係者の指示に従うこと。
- 3 放射性同位元素を使用中に災害が起こったときは、速やかに取扱中の放射性同位元素を安全に保管し、又は廃棄施設に投入した後、災害の拡大を防止するよう努めること。
- 4 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕のあるときは、これを安全な場所に移し、その周囲に柵を張り、標識を付して見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止すること。
- 5 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 6 主任者は、災害の状況及びこれに関して講じた措置を記録すること。

第12章 報告

(事故時の報告)

第40条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、その旨を関係者に通報しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - 二 放射性同位元素が異常に漏えいしたとき。
 - 三 業務従事者について、実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
 - 四 前3号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- 2 前項の通報を受けた者は、その旨を施設長に報告するとともに必要に応じて所轄の警察署及び消防署等関係機関に通報しなければならない。
 - 3 施設長は、第1項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ学長を通じ、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(放射線管理状況報告書の提出)

第41条 施設長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について放射線管理状況報告書（施行規則第39条第2項の報告書をいう。）を作成し、当該報告書に係る期間の経過後2月以内に学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第13章 情報提供

(情報提供)

第42条 第40条第1項各号に掲げる事態が発生した場合には、公衆及び報道機関等に対し、鳥取大学ホームページへの掲載等により次に掲げる情報を提供する。

- 一 事故の発生日時及び発生した場所
- 二 汚染の状況等による事業所外への影響
- 三 事故発生場所で行っている放射性同位元素等の性状及び数
- 四 応急の措置の内容
- 五 放射線測定器による放射線の量の測定結果
- 六 事故の原因及び再発防止策

2 前項の情報提供は、総務企画部総務企画課が担当し、総務企画部長が総括する。

3 総務企画部長は、第1項に規定する情報提供の方法を決定するとともに、総務企画部総務企画課に問合せを受け付ける窓口を設置し、対応に当たらせるものとする。

第14章 雑則

(雑則)

第43条 この規程の改正は、委員会の議を経なければならない。

2 施設長は、この規程を改正したときには、学長を通じ30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。

(細則等の制定)

第44条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て施設長が別に定める。

(事務)

第45条 本規則に関する事務は、関係各部署の協力を得て研究推進部研究推進課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 鳥取大学医学部放射線障害予防規程（平成元年鳥取大学医学部規則第7号）は、廃止する。
- 3 鳥取大学生命機能研究支援センター遺伝子探索分野放射線障害予防規程（平成16年鳥取大学生命機能研究支援センター規則第1号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

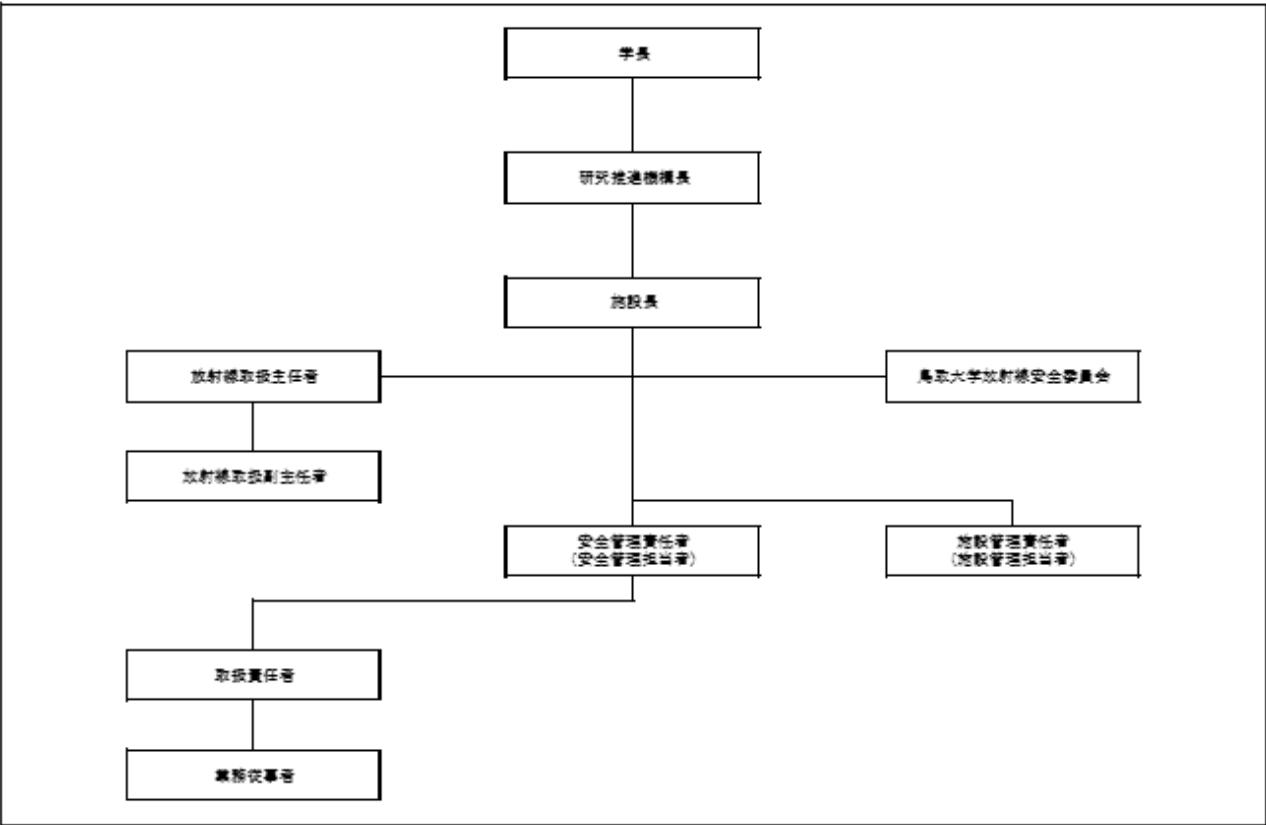
附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別図 組織図（第6条関係）



別表 自主点検（第 19 条関係）
一 非密封放射性同位元素取扱施設

点 検 項 目	点 検 細 目 等	点 検 頻 度
ア 位置等 地崩れ、浸水のおそれ 周囲の状況	施設内外の地形、崖のよう壁、河川等の堤防等の状況。 最近の地崩れ・浸水の発生状況 施設の境界、構内の人の居住区域等の状況	1 回／年以上
イ 主要構造部等	使用・廃棄施設について耐火構造又は不燃材料造り、 貯蔵施設について耐火構造	1 回／年以上
ウ 遮蔽等 施設内の人の常時立入る 場所、管理区域の境界 施設の境界及び施設内の 人の居住区域	遮蔽物の破損、欠落等の状況。これらの場所における 線量が限度値以下	2 回／年以上 (測定は 1 2 回)
エ 管理区域等 設置 管理区域の境界及び事業 所境界 区画物 標識等	管理区域設定の状況 境界における線量が限度値以下 区画物の状況（設置と破損） 「管理区域」標識の設置、破損・褪色の状況、注意事 項掲示の状況（内容、位置等）	2 回／年以上 (測定は 1 2 回)
オ 汚染検査室 位置等 構造 表面材料 洗浄設備 更衣設備 除染器材 測定器 標識	設置位置の状況（使用施設の出入口付近の検査に適し た場所） 床、壁等の突起、くぼみの状況（目地等の有無、破損、 剥離） 表面材料の状況 設置及び給排水の状況 設置の状況 設置の状況 設置及び作動の状況 「汚染検査室」標識の設置、破損、褪色の状況	1 回／年以上 2 回／年以上 1 回／年以上 2 回／年以上 1 2 回／年以上 2 回／年以上 1 2 回／年以上 2 回／年以上
カ 作業室 構造 表面材料 フード、グローブボックス 流し	床、壁等の突起、くぼみの状況（目地等の有無、 破損、剥離） 表面材料の状況 排気設備への連結の状況（空気が適切に吸い込まれて いるか） 流し等の破損、漏水等の状況	2 回／年以上 1 回／年以上 2 回／年以上（面速、負 圧等は 1 2 回／年以上） 2 回／年以上

換気	低レベル側から高レベル側へ適切な風量で排気されている状況	12回／年以上
標識	「放射性同位元素使用室」標識の設置、破損・褪色の状況	2回／年以上
キ 貯蔵室・貯蔵箱		
貯蔵室	主要構造部等の耐火構造、開口部（扉、換気口等）の特定防火設備に該当する防火戸、扉の施設の状況	1回／年以上
貯蔵箱	耐火構造、ふた等の施錠、容易に持ち運べるものには固定の措置の状況	1回／年以上
貯蔵容器	種類・個数等の状況	1回／年以上
貯蔵能力	核種、数量の状況 (注) 遮蔽の評価等に必要な	12回／年以上
標識	「貯蔵室」「貯蔵箱」標識の設置、破損・褪色の状況	2回／年以上
ク 排気設備		
排風機	台数、性能（馬力、排風量、静圧）、作動（ベルトのゆるみ、異常音、漏れ等）の状況	1回／年以上（静圧、作動等は12回／年以上）
排気浄化装置	フィルタ等の状況（種類、個数、性能、圧力損失等）、破損、漏れ等の状況	1回／年以上（静圧、作動等は12回／年以上）
排気管	破損、漏れ等の状況	2回／年以上
汚染空気の広がり防止装置	ダンパーの設置、作動の状況	2回／年以上
排気口	破損、周囲の状況	2回／年以上
標識	「排気設備」（排風機、排気浄化装置）、「排気管」標識の設置、破損・褪色の状況	2回／年以上
ケ 排水設備		
排水浄化槽	個数、容量、作動（バルブ、ポンプ等の作動状況、破損、漏れ等）の状況	1回／年以上（作動等は2回／年以上）
廃液処理装置	種類、個数、性能等の状況、破損、漏れ等の状況	1回／年以上（作動等は2回／年以上）
排水管	破損、漏れ等の状況	2回／年以上
標識	「排水設備」（排水浄化槽、廃液処理装置）、「排水管」標識の設置、破損・褪色の状況	2回／年以上
コ 保管廃棄設備		
位置等	位置、外部との区画、閉鎖の設備の状況	1回／年以上
保管廃棄容器	種類、構造、材料、耐火性、受皿・吸収材等の状況	2回／年以上（受皿、吸収材等は12回／年以上）
標識	保管廃棄設備・「保管廃棄容器」標識の設置、破損・褪色の状況	2回／年以上
サ 有機廃液焼却炉		

位置等	種類、台数、廃棄作業室、排気設備、排水設備等の設置の状況	1回／年以上
焼却炉	炉の状況、漏れ、排気設備への連結等の状況	2回／年以上(安全装置は12回／年以上)
標識	「廃棄作業室」標識の設置、破損・褪色の状況	2回／年以上